日置流弓術六十ヶ條衍義

目次

日置流弓之事……一
日置流弓目録之巻……五
日置流秘歌之事……五七
無言歌……六五
琴玉歌……七七
吉田左近射義指南歌……八三
吉田家法……八九
跋……九三

日置流弓之事

一　長禄年中　後花園院之御宇江州蒲生郡蝦夷ノ郷ニ日置彈正ト云フ者有テ當流元祖八幡ノ化身也　武士ハ弓箭ノ威光ヲ以テ武士ト呼バレ弓箭ノ道ニ不叶バ奚ゾ武士ノ冥加アラン　彈正於テ扶桑ニ射術ノ妙ヲ顯ハシ古流悉ク廢レ果テ今日置ノ一流タリ　當流ト號クル事ハ中興ノ明師吉田一水軒印西家光公ヘ家術ヲ上覧有テヨリ以來號ク　幷ニ弓箭ノ濫觴ハ奥儀ノ傳ニシテ姑ク閣ク者也

日置彈正重賢爲ル化身ト事前ニ所謂重々口傳有

一　吉田出雲守重賢爲テ「入道號シ道寶ト當流」ノ元祖也嫡子當流ノ先師出雲守重政爲テ入道號シ一鷗ト箕裘ノ業ヲ繼ギ目録百貳拾箇條ヲ顯ハス

一　吉田若狭守重脩鍛練シテ目録六拾箇條ヲ定メテ口傳等左ニ記ス

日置流弓目録之巻

中墨（なかずみ）（墨）
準（かね）
定字（じょうじ）
矢束（やつか）
丁字（ちょうじ）

第一條　足踏を定むる事

一間中墨、矢束の準、扇子の準、教外別傳、沓下中墨、定字の口傳。

註

射を行わんとするに際し第一の要素は足踏みである。「一間中墨」とは左右の爪先の間三尺に踏む事で一間の中に住むとの意である。まず左足を前に進め、その親指を的の星に対して踏み、次に右足をその直線上に置く。そしてその両足の親指の間隔を三尺とする。これが一間中墨の意であり吉田上野介重賢の定むるところであつた。然し人体には長短あり従つてこれを一定する事は無理があるので、重賢の嫡子出雲守重政が身長の半ばをもつて間隔と定めた。これが今日の矢束の準である。由来矢束は身長の半をもつて適度とする。「扇子の準」とは両足の方向の事であり、始めは丁字の構えと称した。足は的にむけて真直に置き、右足をこれに直角においていた。然しこの構えは前後より押す時は不安定で乱れやすく日置弾正はこれを外八文字の形に改めた。これが扇子の準の意である。軍扇は二本の親骨及び八本の子骨からなる。或は十二支に象るものもあり、これを八本の角に開くこれを八間の開きと言つている。（五間の開きと言つている流儀もある）

然し人体は皆同じからず、従つて師たるものは肩の高さは、矢束の準より広く、落ち過ぎ

條（条）
踏（ふみ）（や丶低くふむ）
踏（や丶高くふむ）
傳（伝）
口傳（くでん）

たるはせまく踏ませるなどこの法に準じその人に適するよう斟酌しなければならぬ。これ教外別伝である。沓下とは左の爪先、右の踵を強く踏む事である。中墨は的と両足の親指を一直線に踏む事で、その人の矢が前に行くならば右足を前に進め、若し後なら右足を後に引く、又上ならば足間を狭く下ならば広く踏む、これが矢の着点に対する修正法とも言うべきもので、「權足の中墨」と言う（第四十七条参照）。「定字の口傳」とは定の字は不易の意であり、これに手へんを附すれば掟となる。掟は時に変る事があるが、この六十ケ条は弓道のあらん限り変る事はないとの意味より第一条の終りに定字の口伝と附記されている。

第二條　五つの胴の事

反・屈・掛・退・中。中にあり。胴には名あり重賢重政問答の事。

註　胴づくりに五種ある。後に傾くのは反といい前に屈するのは屈である。左に傾くは掛、右に傾くは退、真直なるは中といい中を以て最良とする。「胴には名あり」とは中を「中連の身」ともいい又「中有の身」ともいう。然し真直は得難いもの故少しの掛は保ってもよい。「重賢重政問答の事」とは吉田出雲守重政が父なる上野介重賢に問うて曰く、「胴づ

權足（けんそく）
掛・退・中（けんたい・ちゅう）
中有（ちゅうあり）

權（権）

くり五種の内、中を可とし、反屈掛退は不可、不可なものは五種から除いては如何ですか」というのに対し重賢答えて、「中庸は得難いものである。聖人にしてさえそうであるのに常人に於ては尚更である。その上人は体軀上種々の癖を生ずる事は免れない。従って初めから中ならしむる事は難しい、まずそのままの胴づくりになし置いて漸次真直に改める事を心がけなければならぬ。胴づくりには幾分の斟酌あつて五種あるものである。かつ各人の癖はこれを治すことも容易でないが、また特技なるものはこれを用うる時もないとは言い難い。即ち掛胴の人には低いものを射させ、退胴の人は高いものを射る時用うる事が出来る必ずしも不用なものではない」と。これは実に味わうべき父子の問答と言うべきである。

第三條　弓構の事

左右中段、單の身的割四寸の構と號して印西之を用ゆ、巻藁の間定むる法三度見ること、うなじの髪、袴腰、鉾臥の準、七珍萬寶念外のこと。

註　弓構えに左段の構え、右段の構え、中段の構え、単の身の構え、の四種ある。左段は自分の左後に、右段は自分の左前方、中段は自分の真横に構える。この中段の構えを手元に引

掛胴（かかりどう）
退胴（のきどう）
單の身（ひとえのみ）
的割四寸（てきわりしすん）
卷藁の間（まきわらのあい）
袴腰（はかまごし）
鉾臥（ほこふせ）
七珍萬寶（しっちんまんぼう）

號（号）
單（単）
萬（万）
寶（宝）

村準（むらかね）　頭持（ずもち）

きつけ左肱を脇腹につけて構えるのを単の身という。弓の村準によれば前竹六分　外竹九分、これに糸を巻いて漆を塗ればその幅は凡そ一寸ばかりとなる。人の体軀を普通横身の厚さ四寸とすればそのうちに一寸の弓があれば敵の矢をこれによつて防ぐ事が出来る故、印西先生はこの構えを「的割四寸の構」と称してこれを用いられた。

「巻藁の間定むる法三度見ること」とは陣中にて巻藁を射て楽しむに法あり　その間隔は弓一梃即ち七尺三寸、「三度見ること」とは巻藁に立ち向かつた時一度、足踏みの時一度弓構えをして一度、都合三度巻藁を見ることの謂である。陣中では肌を脱ぎまた坐するなどの事なき故である。「うなじの髪」とは頭持の準で左眼は目尻、右眼は目頭に、この時うなじの髪三本ばかり引つる心持である。（昔の人は頭髪を結んでいたから）「袴腰」とは腰の準であり、腹を前に出し袴の腰板が堅く背に着くようになすべきである　「鉾臥の準」とは、弓を引込んだ時　弓の上鉾が前方に四寸伏す心持である。「七珍萬寶念外のこと」とは、七珍は金　銀、瑠璃、硨磲、瑪瑙　珊瑚、琥珀、をいい、万宝は字の如くよろずの宝である。弓道は武道であるから射に臨んで金銭その他利害の事に心を傾けてはならぬとの意である。

肱（ひじ）（腕の意）
臂（ひじ）（上膊）
肘（ひじ）（ひじ関節）
硨磲（しゃこ）

中（ちゅう）　神代（じんだい）

第四條　引きやうの事

五つあり、矢を引、弓を引、差別のこと。

註　引きように五種あり。一、的の上につけて引き下し、二、的の下から上にひき上げ　三、前から後に引きつけ、四　後につけて前によせる。五、前上より後下へ引きつける、の五つである。この内最後を中を引くという。中を引くとは身を離ること四寸。（五十三条参照）「矢を引く弓を引く差別のこと」とは　矢を引くは勝手ばかり引くことをいう。弓を引くは押手を押し張ることであり、打起して弓と弦を左右へ引き分け弓にて矢をする如く押し開くことである。

第五條　矢束の事

神代の準大きり三分一。

註　矢の長さはむら雲の宝剣より象つた故に神代の準という。むら雲の宝剣はまた十束の剣と称し之三種の神器の一つで熱田神社の神体となつている。その長さは十握あり二尺五寸で

神（神）
大（だい）きり

彀（やごろ）
掌（てのうち）
因果所（いんがどころ）
射形（いかた）
弣（にぎり）（握り）

ある。故に人の一握は二寸五分とされている。然し人により長短はあるが十握は凡そその人の矢束に適している。又人によつては十三束三伏せ等称する長矢束があり十三握と指三本伏せた長さの矢束である。矢束三度に引込む。即ち取りかけして弓構えの時の三分の一打起して左右に引き分けて三分の二、残る三分の一を引き込みて都合三度となる。この矢束の左右の割合は取りかけ弓構えの時（弦立てともいう）三尺中の一尺を押手へ、残る二尺を押手へ一尺勝手へ一尺即ち押手二尺勝手一尺という割合となる。「大きり」は古近江の訛りで大凡の義である。彼等はいずれも近江の人であつたからである。

古（いにしえ）

第六條　剛弱の事

掌口傳雖爲柔剛强弱二字略して剛弱なり、因果所と稱ふること、また射形にも剛弱あること。

强（強）
稱（称）

註　「掌口傳」とは手の内の事である。「剛弱の押」とは上押しの意味である。「柔剛强弱たりと雖も二字を略して剛弱なり」とは、弓を四部に分ち上部の彎曲を柔とし、中央部を剛とし弭を強とし下の彎曲を弱として、弓の弣りの上部の三分の二中の柔部は自然に彎曲する。また強はすでに手のうちにあり、柔剛は剛のうちに籠つている故にこの二字を略して剛弱となる。

射業（いわざ）

「因果所と稱ふること」とは掌（手の内）の異名である。例えば剛を押さんがために上部のみに力をこめる時は満つればかくる諺の如く、離れに際し上部の力は減じ却つて下部の弱を押すこととなる。これ因果の理である。また下部を押しつつ放して剛の力の抜けないことがある。これが因果である。故に凡そ九分の力をもつて剛を押し離れる時に残る一分の力をこれに加えて剛を押せば調子よく伸びを生ずる。「また射形にも剛弱あること」とは射業のよいのは剛であり悪いのは弱である。また押手はよく勝手の悪いのは、押手剛勝手弱である。剛弱は手の内に限らず射形にもあるという謂である

分（ぶ）（弓の厚さ）

第七條　恰好の事

鉡に相應の矢束、分にあはして矢の輕重あり。印西は貫目を以て之を知ること

輕（軽）

註　恰好とは弓矢の釣合いをいう。鉡とは弓である。弓の長さ七尺五寸に対し矢束三尺、七尺三寸に対し二尺七寸五分、七尺一寸に対し二尺五寸の矢である。これを相応の矢束という若しこの割合を失して矢束の長すぎる時は弓に竹切れなどの破損が生じ易く、短い時は矢の速力を減ずる等の憂いがある。「分に合はして矢の軽重あり」とは、六分の弓に六匁の

折目掛（おりめがけ）　掛（かけ）　堅掛（かたがけ）　征矢（そや）　徒免（つめ）　音輪（ねとわ）

矢、七分の弓に七匁、八分の弓には八匁の重さの謂である。当流では離れの研究をする為に割合軽い矢を用う。「印西は貫目をもつてこれを知ること」とは、印西先生はその弓の分に適した矢を定める為に、平素射慣れた弓の、弦を下にして鴨居等にかけ、筈掛の所に何貫目とかの錘りを下げ、自分の矢束程の力を計り知る方法がよいとされた。

第八條　折目掛の事

掛に二儀あり、矢束の長短にて掛を知ることとあり。

註　掛（弽）に二種あり、堅掛と折目掛である。通常　的に用いる弽は角を入れ、弦道をつけて矢数をひいても疲れを覚えず、又破損せぬように作つたものであるが、折目掛は右の拇指の腹に革を当てただけのもので　弦道はなく　拇指の折目にかけて引くのでこの名がある。主として軍事に用いられた。堅掛に比べれば筈は先に出る故、矢束は五分ばかり短かくなる。故に的矢は長く征矢は短かくてよいわけである。これによつて矢束の長いのは堅掛、短いのは折目掛ということを知り得るのである。

第九條　徒免の事

勝手にあり。矢束縮むる事、一寸の開き五分の詰、音輪を用ゆること。

角（つの）　免（免）

弽（かけ（ゆがけ））　町（ちょう）　一束（いっそく）

註　「詰めの事」とは弽を自然に内へ捻ることを射手詞でツメとも又セメともいう。捻りどころがよくないと矢枕から落ちる事が生じる。故に打起しから静かに捻りをかけるよう注意をしなければならない。「矢束を縮むること」とは、射形を直す時に用いる。矢の下る場合、弽の腰の折れる時などであるが、その癖がなおれば元の矢束に改めなければならない。「一寸の開き五分の詰」とは、右の様に矢束を五分縮める時は矢は下る。この時押手は弓の外竹を一寸押開く心持である。これに対し勝手はその半分を捻れば矢の速力は凡そこれを維持する。これを五分の詰という。これを試みるために音輪（又は音金ともいう）を用いる。音金とは、弦の上仕掛へ鉛を入れ鳴弦（なりづる）として用いられたものでこの場合は弦音を生ずる。この弦音が同じの時は矢の速力も相等しいものである。

第十條　遠矢射様の事

町の準、足蹈のこと、前の隅一束か或は四五寸のこと。

註　「遠矢射様の事」とは「くり矢」の射様の事でくり矢は極めて細く目方も軽い矢で遠くに達するためのものである。古くには遠矢はなかつた。戦の時は敵を身近に引寄せて射取ることが射戦の目的となつていた。然し離れの強弱などを試みるためにこれを行うことはあ

射手詞（いてことば）　様（様）

堂前（どうまえ）
退（のき）
強矢通間（つよやづま）
箆（の）
目利（めきき）

つた。三十三間堂が出来て堂射が始まつてから五尺二寸の大的を射ることや二尺六寸の半的を射る事が行われるようになつた。堂射は堂前と称し六十六間、又は半堂といつて三十三間の距離を射通したものである。

「町の準（ちょうのかね）」とは、前隅へ矢先を当てて引く事で四町を限度として射るものである。「足踏みのこと」とは、足踏みが広ければ押手の肩が落ち過ぎて高く射ることが出来ない。故に三分の一を狭くするか　又は肩の幅に踏むのがよい。射流しの場合は両のかかとをつけて射る。要は退の胴造りにする為である。

「前の隅一束か或は四五寸のこと」とは　矢先を拳一束か四五寸程前の隅にて引き余し、射る方向へ拳を押し当てながら残つた矢束を引きつつ放すのである。この時押手の肩を入れるようにする。肩を入れずに矢束ばかり引く時はその效はない。短い矢束の人は一束、長矢束の人は四五寸　の意味である。

第十一條　強矢通間の事

勝手にあり、矢箆の目利のこと事一なり。

註　この条もくり矢の射様の事で「強矢通間」とは四町に達する間の矢勢の強いのをいう。

透（すかし）
片空（かたうきす）
師空（もろうきす）

「勝手にあり」とは、勝手を平常通りに引き込み、離れの時少し捻りを戻して射ることである。くり矢は細く軽く箆張りも弱いので勝手を捻るといくらか矢ぞりがかかるからそのまま放すと矢は振れながら飛ぶ。従つて箆は強いものを選ばなければならぬ。この箆の選定法を目利という。その方法は、始め爪にかけて良否をたしかめた後、矢の押しの強弱（箆張りが強く片押しのないものがよい）を試み、再び爪にかけて始めの様に真直ならばその矢はよい。然し二回目に爪にかけた時狂つているようではいけない。

第十二條　細矢の掛の事

一分透し、片空師空、繰矢等に勿論なり。

註　「細矢の掛の事」とは、くり矢を射る取掛けの事で、一分すかしとは、細い矢は碟に触れば箆を狂わせることがあるので拇指と人さし指を各一分位、間をおいて取りかけ矢が碟にさわらぬ様に注意すべきである。これが一分すかしの意味で、「片うきす」とは二年竹、「もろうきす」とは一年竹の事、共に細く弱い、くり矢等に用いる竹の義である。的矢は普通四五年竹を用いている。くり矢は、まだ藪にある時から目利きの方法がある。風の吹く時竹の根際から動いているものは優良で、一尺も上から動いているものは箆としての価

値はない。これを箆に仕上げた後、水に流してみて上になつた所に走羽をつけるのである
水に流せば日表は上になり日裏は下になる。又切口が楕円形の場合は平の所を弓に添う様
に走羽をつける。的矢は羽中節の目を下にして上に走羽をつけるのが法である。

第十三條　強懸の事

矢に乗ると云ふ事、探りのこと、常に懸を扱當る習ひありその徳は夜にこれあり

註

「強懸の事」とは折目掛の取りかけ様で戦の場合。征矢には重い鏃をつけるのであるから矢先重く、又、火矢は取りかけた後に火をつけ、狭間の矢は取りかけて後、狭間の戸を開くのであるからこれ等の場合は堅く取りかけて矢の落ちぬようにしなければならない。これが強懸を要する所以である。そのかけ様は拇指と食指の真下に深く取込み食指の感じを強くすれば、矢口の落ちる事なく射れるものである。

「矢に乗る」とは、これ等の矢は筈がおよそ五分位の長さに切られているから（これをぬた筈という）拇指と食指との間に深くさし込み食指を矢の上に乗る様に取りかけるのである。「探りのこと」とは筈かけの所に玉をつけるのを探りという。「常に懸をこき當る習ひあり」とは、筈をかけて弽を三四寸下から弦をこき上げて取かけをすることで平常から習

乘（乗）
當（当）
扱當る（こきあつる）
鏃（やじり）
狭間（さま）

慣をつけておくものである。

「その徳は夜にこれあり」とは、暗夜など筈かけの上下を判じ難い時でもこの探りをつけておけば筈止りが上下することなく極めて安全である。探りとは暗夜に玉を探るからその名がある。

徳（德）

第十四條　急雨の事

勝手にあり、剪癖離れ弱きに用ゆ、一文字かけ金のこと。

註

「急雨の事」とは、当流の離れに譬えて名付けたもので俄雨であるかの如く、離れた後に自然のよい離れであつたと自ら感ずる事であり、求めて放つてはいけないという意である

「勝手にあり剪癖離れ弱きに用ゆ」とは、勝手の離れをいい、つけ離れ、緩み、または勝手離れ弱き人にこの急雨の離れを用いる。これは肘で後へ突く様にするのである。例えば後に戸障子があればこれを肘で突き抜くようにする心持である。

「一文字」とは、引込んだ時右肱の上に拳一つを置いた高さと押手勝手の拳の高さとが一文字になつていればよいのである。掛金とは懸口の別名である。引込んだ時の心持は押手勝手の力は平均し恰かも戸尻に掛金を堅くかけて押しも引きも出来ぬ様、引きすぎ、引足

らぬなどのことのない状態である。掛金を掛ける時、はまり易いと緩みを生じ易い、よく勝手の締つた射手にたとえたものである。急雨の離れは上功に達した射手の離れで、自然に伸び、少しの弛みもない業を言うので、前記の勝手の癖を直すには特に勝手の肱を後に引廻し離れ時に肱の力を失わぬ様に放させ残心に気を付ければ直る。

第十五條　朝嵐の事

勝手にあり、肱より弽の方に癖あるに用ゆ、細矢色あるに用ゆ、火風空の指に口傳。

註　「朝嵐の事」とは取りかけのことである。指先がしがみ、或は離れに悪癖のある人、又はくり矢の様な時に用いる一種の修正法である。「火風空の指に口傳」は、小指から拇指に至るまでの指を、地、水、火、風、空、という。そのかけ方は拇指の空は反らす様にし、風の指は火の指に添えるだけにし、火の指先は軽く拇指を押すのである。そしてそれらの指先はいずれも反らす心持にして屈まぬ様にすべきであるが、この掛け方は初心者に伝えると早気を生じ、治し難い癖となるものであるから業の成就した者でなければ伝えてはならない。

掌（手の内）

第十六條　手の内十文字の事

矢を屈たる所、左の腕、掛、腰、引渡し、この五つ十五十なり、又十五十口傳深し、掌と號くる事口傳あり。

註　射を行う要点となるべき十文字のことを集めたもののうち手の内がその主要なものとされ題して「手の内十文字」という。「矢を屈（はげ）たる所」とは、矢を番えた時弓は縦、矢は横となり十文字を描き、「左の腕」とは取りかけた時二の腕は弦と十文字、「掛」とは勝手の拇指は弦と十文字、「腰」とは帯が胴と十文字、「引渡し」とは引込んだ時顔と矢が十文字、この五つが十文字である。「十五十口傳深し」とは、十文字が離れて後（五）左右の腕と胴とは十文字をなすとの謂である。（十五十の、五の字は後の字の略字）。「手の内と號くることに口傳あり」とは、この条には射を行う要点となるべき十文字を集めたものであり、手の内はその主要なるものである。その握り方により種々の癖を生ずる最も大切の所であるとの謂である。

紅葉重ね

第十七條　紅葉重ねの事

掌口傳手を不撃、弓返り鉾なり能く、弦強くなる、悉く達する時は直中胴達決

撃（擊）

定なり、飛鳥井雅章卿の八雲御抄のこと。

註 「紅葉重ねの事」、「手の内口傳」とは当流の手の内の調え方を紅葉重ねと名付けた。拇指と人さし指の間の皮を弓にあて軽くこき上げ、その時掌を十文字に正し、小指の根の皮をこき寄せ、(拇指のつけ根と小指のつけ根を接近させ)小指から順に握りしめ手の内が出来るだけ小さく見える様にする。こうすれば弓と掌の接する面積が少くなりしかも捻りはよく利くので手を打たず、弓返りもよく、離れた後の鉾なりもよく、弦と筈の分離がおそいから矢押しが強くなり矢の力も強い。

「悉く達する時は直中胴達決定なり」とは、この手の内よい時は中りもよく、射貫もよい

「八雲御抄の事」は、順徳天皇の御製で御歌所の飛鳥井雅章卿の編纂せられたものの抄中に、人の手の美しいのを楓に喩えられたものがあるので紅葉重ねと名付け、又昔の言葉に文は春の花、武は秋の紅葉と言って賞翫し、紅葉は春の楓、夏の青葉 秋の紅葉として年中眺め尽きぬ油断のない木とされ、この手の内も一度会得しても終始研究を怠らぬ様にとの意味で紅葉重ねと名付けたものである。

角見(つのみ)(津の見)

第十八條 角見の事

眞、草、行、あり、弦道あけん爲なり。

眞(真)

執行(しぎょう)

註 紅葉重ねと同じく手の内の大事のことである。「角見」とは、取掛の時左拇指のつけ根と弓の内竹の角を互に見合わす様にする事で、「眞草行」とは、業の順序としては、行草真と解くのである。行の角見とは手の内を調えて弓構え迄の間引分ける時、角見の狂わぬ様静かに押し開く事で、これを行くが如しとし、草の角見は軽く打上げ引込み終る迄に力みなく押し開く心持で、草という。草は走るが如しとして、すらすらと引くという心持である。真の角見とは引付けて伸び合う頃、拇指の付け根を中指の先につける様にして離れ時に角見を押し切る事、即ち真は立つが如しとして、業のきまつた時の働きの意味である。

この角見の働きによつて矢勢が強くなる。

「弦道あけん爲なり」とは、弦は弓の真中に対するものであるから、これに矢を添えて矢の向きと的の真中につけてそのまま放せば弦は弓の中央に向かつて押すから矢は弓に摺られつつ前に出る道理である。その時この角見が完全に利いていれば弦は弓の右角に向かつて押す事になるから矢は真直に送られるのみならず、弓返りの際弦は弓よりも前方まで矢を送り出す力があるから矢勢も自然よい訳である。

第十九條 掛合の事

風に心得有事、執行の規模によりて羽を少しづゝ扱捨つる事、くり矢は射手の

位を知ること。

註　「掛合」とは、矢を番える時の筈の位置をいう。通常、的矢は弦に対し、水流れと称して筈の半分又は一本分程先を低く番えるのであるが、この場合はくり矢を射る時の掛合いであるから平行にかけてよい。「風に心得あり」とは、風の方向は矢に影響するものであり風に向かえば矢は速力を妨げられ、左右から吹けば方向を妨げられるおそれがあるから、追風を選ばなければならない。その場合追風が強い時には、風が身体を少し吹き過ぎた頃放つのがよく、中風ならば一町ばかり吹き過ぎたと思う頃放すと下り羽に風を含んで矢飛びがよい。矢の釣合について、強い風には矢の重心が根の方が一寸軽い矢を用い、中風の時は五分軽い矢がよい。つまり重心が、矢の長さの中心よりも一寸或いは五分程筈の方によつている矢の事である。

「執行の規模によりて」云々は、くり矢の羽は二寸八分のものであるが、真直に四町に達するのを度としている。そして修業の規模により射技が熟達するに従つて羽を少しずつこき取るのである。そうすると今迄四町に達していたものが届かなくなるが数をかけて修業すると又届く様になる。この様にしてなるべく羽の少い矢をもつて四町に達するのをよしとする。古来羽の軸ばかり残して射たものは印西先生の門人の山口軍兵衛という人のみであつたという。

「くり矢は射手の位を知る事」とは、的前では射手の位は知れないもので真の位はくり矢でなければ分らぬものであるとの意で、くり矢が一番矢数の掛かつた射手でなくては出来ないものである。

第二十條　弦三所に納る事

手先の清濁は位の穿鑿にして師匠の目にも及ばぬ程の濁は必ず弦に顯はるるなり、遠矢四町に達せず、胴の少しかかるは濁あるためなり、弦ね、弦音、弦拍子の三つを殺音と云ふ。

淸（清）　せんさく 穿鑿　顯（顕）　殺音（きね）

註　「弦三所におさむる事」とは、弓返りして弦の原形に復するのをいう。一番に上、二番に下三番に中の順に納まるのがよい。「手先の清濁は位のせんさくにして師匠の目にも及ばぬ程の濁は必ず弦に顯はるるなり」とは、手先、即ち押手の善悪は上手下手という事で、師匠の目にも見えぬ程の小濁でも弦にはそれが現われるものである。「遠矢四町に達せず」云々は、体が左へ傾く時はくり矢は四町に達せず、これは体が掛かる故に手先が濁るのである。

「弦ね弦音弦拍子三つをきねと云ふ」とは、弦ねは内の方手首の所で納まる音　弦音は弓が廻りかかつて横の方より納まる音である。弦拍子は弓が廻つて向こうの方より納まる音である。この三種の音を称してきねという。相ね相音相拍子ともいう。弦ねは初心、弦音は中位、弦拍子は上功の射手の弦音をいうもので打ち切つた様に短く聞えるものである。

第二十一條　矢通間と云事に四ッ有之事

四つ有之事、押手勝手離れよし、離れ濁る、勝手能く押手悪しく、押手勝手離れ悪しく、右四つの矢通間のことを云、三拍子備はる射手は一間より二間なり　惡（悪）

各口傳。

註

矢通間とは、矢勢の事をいい、矢勢の善悪に就いて四通りある事である。一は、「押手勝手離れよし」。これは真直に走り、射出し低く、二町上り羽、二町下り羽で伸び矢通間ともいう。二は、「離れ濁る」で離れの悪い時は上下に震動して走る。これを泳ぐ矢通間という。三、「勝手よく押手悪しく」は、左右に震動しつつ走る。これを振る矢通間という四、「押手勝手離れ悪しく」は、円を描きつつ走る。この四つの矢づまの事をいう。

「三拍子備はる射手」とは、押手勝手離れの三拍子の備わった射手ならば、例えば一間の所で物を射貫くよりも二間の所がよく射貫けるというのである。

第二十二條　骨合筋道の事

初學より之を用ふる時は力味なし、強みを射ると云ふ事専一なり、強弓を彎き　學（学）弱弓にして力越さぬなり、又先達離れは押手勝手共に之を禁ずべし。

註

人の体格は夫々異なつているものであるから初学の時からその体格に相応する様に教えれば全身の力が平均して一方に偏する事なく、従つて矢は強みをもつて射出すことが出来る一つ所に力が凝る事なく体格に相応する法を講ずる事が専一である。そうすれば体格より比較的強い弓を引く事が出来、又強弓を引いた後に弱弓を引いても力を入れすぎる事なく平均して強弓を引く如くに射れるものである。

「先だつ離れは押手勝手共に之を禁ずべし」とは、離れを誘うことであり、早気の始まりとなるので直ちにこれを改めなければならない。押手の肩の動くのは押手が先だつのであり、原因は押手の肩根が後へ抜けているのである。勝手の方から離れを催すのは勝手が先だつのであり、勝手の肘が浮いているのである。

第二十三條　弓に準を當る事

矢筋に隨ふ準、拔柱と云事あり、巻藁彀の事。

註　「弓に準を當ること」は、人に教えるのに、その姿勢に曲尺を当てて見る様に左右の肩の高低、胴造りの中筋その他悉く準に合う様に直すことで「矢筋に隨ふ」とは、矢は的の中心につけるのであるから左右の肩も矢筋に平行すべきである。「拔柱と云ふことあり」とは、腕を拔とし体を柱にたとえて正しい十文字にするのである。「巻藁やごろのこと」は初めて巻藁を射させるには、長く持満する事を第一に教えねばならないという旨である。

第二十四條　弓に骨肉皮の事

功、己馴（こなれ）、明（さえ）。得（とく）、止（やむ）、定（さだむ）。手前にあり、手先離れ、離れ、押手勝手悪しき射手のこと、生付大兵强弓、中小兵、不器用調子律の事。

註　この条はわざの位を上中下に区別したのである。初心者は「皮」、次は「肉」、上功の射手を「骨」の位とする。功、己馴、明、とは「功」は功者射手といい三年から五年位修行

拔（抜）
隨（随）

係・迦（かかり・はずれ）

した者の事で皮であり、「己馴」はわざもよく、こなれて来た射手で肉であり、「明」は上功秀逸の射手で骨である。「得」は弓を射ることを少し会得したという意味で皮の位、「止」はすでに得たるもの即ち肉で、「定」はこれを行うに至れるもの即ち骨である。「手先離れ」とは手先は押手、離れは勝手で、押手勝手揃うのを骨の位といい、離れとは勝手ばかりよいのを肉の位といい、押手勝手とも悪しきは皮である。「生れつき大兵强弓」云々は生れ付きにも骨肉皮があるという事で、大兵强弓は体格がよければ力もあり自然立派な弓が引ける可能性が多い。中小兵は通常としても、不器用な人は始まりが困難な事がある。

「調子律の事」とは、唐の時代に張弓を六張ならべてその弦を弾じ音楽を律したという故事があって、業の調子も大兵、中小兵、不器用から進んで上功の射手になるもの各その調子は皆異なるものである。人の射を見て審議するにも体格なりその人の境遇なりを考えてその功を賞褒すべきものである。

第二十五條　不引矢束の事

數々益あり、矢通間强く先達離れを治するなり、係迦を心得て常に勤む、この業の大事は外れて氣の別れざる様に射發すべきなり、早氣つくならば當分この

數（数）
發（発）
氣（気）

習を止めて外の敎を以て早氣を治すべきなり。

敎（教）

琴玉歌　引く矢束　引かぬ矢束に　たた矢束　放つ離れに　はなさるるかな

註

「不引矢束（引かぬやづか）」とは自分の定まつた矢束まで一杯に引取り最早寸厘も引けぬところにて業に氣を足して押し引きする内自然と発して出るのを不引矢束の理という。「數々益有矢通間強く先達離れを治するなり」とは、定まりたる矢束を引込み心の内に押手へは押し、勝手へは締り気に油断なく調子をとつて我れも弓も知らず知らず無念無想の中に離れるから矢通間も強く押手勝手の不揃いもなく數々の益がある。「係・迦を心得て常に勤む」とは、係は離れ時に矢束を急に引込み気合を掛けて放つのをいう。迦は引かぬ矢束の理をいう。「この業の大事」云々、は係・迦は大切な事であるので伸合を長くする為に気を外して的以外を見ていたり数をかぞえたりして業を殺して迄持つのは悪い、的の中心につけてどこ迄も業を生かして彀することである。「早氣つくならば」云々は早気のものにはこの引かぬ矢束は行い難いものであるから当分この業の習いを中止して他の教え（引矢束）の理をもつて保つことを修行し早気を治してから後引かぬ矢束を習うのをよしとする。

轄（くさび）
四維（しゆい）

琴玉歌は日置弾正の歌で、引く矢束は放つ、引かぬ矢束は離れ、たた矢束は放さるるかなであり、引く矢束は保つに従い矢束を引込みその業の上に押引が現われる。引かぬ矢束は心の内で押引をなし、業の上には現われない。唯矢束は自分の矢束だけ全部引き終つてもなお治まらず或は引き或は緩みなどして治まらぬものである。

第二十六條　弓に轄の事

胸、胴、肩、臂、拳、足踏、掌、掛共に轄なり唯理を以て號く、又正しき手前を圓きと云事、十字に四維を組み天地覆戴して合せて一圓象と云ふ事あり。

圓（円）

註　胸、胴、肩、臂、拳、足踏み、掌、掛共に轄なり。「唯理を以て號く」とは、胸は弓と弦との中に割り込む心で、弦は胸につき、胴は真直、双肩は水平、両臂の力は平均して雁の飛ぶ如く、拳は的に対し前上より後下へ、足踏み、掌、掛など皆法に従い、そのいずれの一点をもおろそかにせず、弓をして己れと同体となるように引かねばならない。行うには難しい事であるが理論はまさにこうでなければならない。又この理論から射を評する事が出来るのである。

「正しき手前を」云々は、この諸要点を完備した射手前を円満なりという。恰かも十字即ち東西南北に、四維即ち艮巽坤乾の四隅を組み合わせて八方とし、これに天地を加えて一つの球体をなす如くこの要点に心を配れば一球成りて円満なる射手となり得る、との意である。

艮巽坤乾（こんそんこんけん）

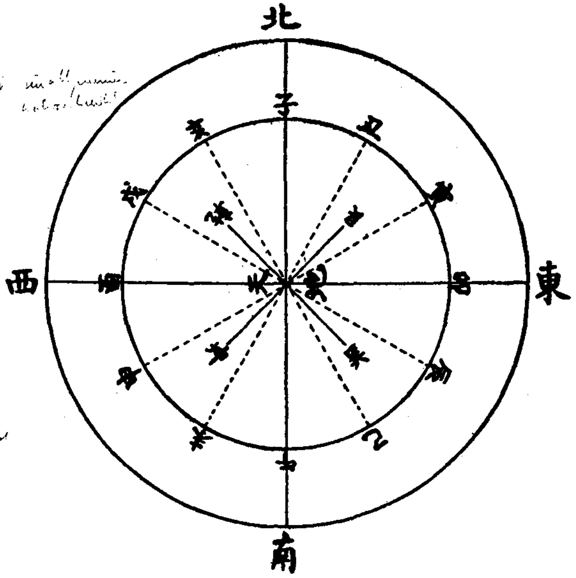

第二十七條　弓に梨割の事

理深く之を直解する時は童蒙の耳に落難し、故に法にその大概を講ずることなり、梨割とは押手陽に随ひ、勝手陰に随ひ、陰陽和合する時は理に止めて形なし、唯圓くなるべし、發して割れたる時は一陽來復して甲乙と別る而己、亦名至和理と云事は周易大學中庸の故事を取りて云へり。指南には無益なれば唯前に所謂梨割のこと是皆籠る事なり。

難（難）　概（概）

註　「弓に梨割の事」とは最も軽い離れの事を譬えたもので、梨は庖刀を以てこれを割るのに割り易いものではあるが、さくいものなので正しく両断するのは困難であるとの意を教えたもので、その妙所は自覚すべきもので教え難いものであるから初心の射手には解し難いところである。梨割とは押手を陽とし、勝手を陰とし陰陽の力を平均してこれに機を与えれば双方五分の力を以て別れる。その動機は一陽来復、腹力を一気に加えると共に弓と弦との中に体を割込むことである。梨は一刀のもとに甲乙と別れ、押手勝手は平均に離れるのである。

「名至和理と云ふ事」云々は、四字の意味を解いただけであり、実技を教えるに際しては無用の事である。前のいわゆる梨割に皆こもつている事である。

第二十八條　矢の別れの事

弦の別、弓の別、四寸の別共號く。この別を號くるに差別あり、また矢の軽重によりて別のせんさくあり、手を撃つ射手の別あり、穀音を知る事肝要なり。

註　離れにあたり、弦と筈の分離する箇所をいうのである。「弦の別」は弦の位置で別れるの

であるから弦と筈の分離が早く、矢勢は弱い。「弓の別」は、弓の辺、押手拳の辺で別れるから矢の力は強い。「四寸の別」は弓より更に四寸向こうへ送り出して別れるのであるからその力は更に強い。これを最も善い別れという。

「矢の軽重によりて」云々とは、軽い矢は早く別れ、重い矢は遅く別れるのでそれだけ矢勢が乗る訳である。「手を撃つ射手の別あり」とは、中肱の辺から手首辺りまでで別れ弦の別れより更に早く別れるのをいう。これは押手の拇指の根の力（角見の力）が足らず弦の進行より矢の進行が早い為その別れは一層早い。「彀音を知ること肝要なり」は矢と弦の別れる所は目に見えないので音金を用いてその弦音によって区別するのである。

第二十九條　具足弓射様の事

聲（声）
狭（挟）
夜軍（よいくさ）
狭間（さま）の矢
野伏（のぶせ）

袖を用ゆること、弓構への事、甲の緒の留様、矢印と云は聲なり、的、楯裏、狭間の矢、野伏、夜軍各口傳。

註　この条からは軍事に関する事が多い。「袖を用ゆること」云々は、人により左の袖は妨害になるから除くものもあるが、左の袖は敵の矢玉を妨ぐ唯一の防具であるから必ず着用すべきである。打起しを高くすれば袖は自然に下り妨害にならない。弓構えは的割四寸の構えを用うべきである。甲の緒は普通顎の下で結ぶが射を行う時は左の頬下に結ばなければ弦道の妨げになる。

「矢印と云ふは聲」云々は、矢声に三種あり。押手の力足らぬを補う為と、押手勝手みちて離れの出ない時、離れて後下りかけた矢を助ける為の気合である。然し貴人の前で行う時軍に臨んで楯裏から射出す時、城の狭間より射出す時、伏兵した時、夜軍のときは自分の居所を敵に知らしめるおそれがあるから矢声はかけるものではない。

第三十條　狭間の矢射様の事

三日月掌（みかづきてのうち）

弓を引籠て狭間の戸を開くべし、亦引かずして開くには取入れて矢に乗る習なり、三日月掌。

註　城を守るに狭間穴から矢を射出す法である。弓を引込みて従者に戸を開かせる。放つと直ちに閉める。又自分で開く時は弽掛にして矢に弓をのせておいて左手で開く。狭間の戸は左へ開く様にしてあるものである。「三日月掌」とは打ち切りにする法で押手の食指をまげ拇指と輪にし指先へ力を入れる。そうすれば弓返りをとめ、弓を取り落す事なく弓で壁

をうつ事もない。この食指が三日月に似ているところから三日月掌という。

第三十一條　狭間を錺る事

戸のなき狭間には錺ること口傳あり。

註　戸のないさまに蓋をする事をいう。敵の矢玉が通らぬ為と、内を見透かされぬ様に狭間から五尺ばかり間をおいて土俵をつく、狭間口には布をつる。その間を往来して弓を射れる様にするのである。

錺（かざ）る

第三十二條　同射様に敵三所の事

一ケ所より射拂ふ可き事、又城を乗るに心得のこと有、城内に敵の有無を知ること、槍に心を附ること、身衆、盈者各口傳。

註　城外に押寄せて来る敵が三所にあるとすると前の敵から、中、後と順次に射払うべきものである。そうしないと自分が他の敵のために射られるおそれがある。又城を攻めるには狭間穴を左に見て乗り込むものである。「城内に敵の有無を知ること」とは、城内に旗、指物等の見える場合、飾りつけてある動かぬものと、人の持つているものとを見分ける事。

拂（払）
身衆（みしゅう）
盈者（えいしゃ）

「槍に心をつける事」は、槍の穂先の揃つているのは「盈者」（こぼれ者）と言つて足軽雑兵であり、槍に長短のあるのは「身衆」、即ち身分のある士である。

第三十三條　狭間を切る寸法の事

長横に法あり、内八文字、外八文字の事、控柱の善悪あり、平城山城の狭間には替はる品あり、通り狭間、拂ひ狭間、左構右構と云事あり。

註　城に狭間を作る法である。長さ一尺八寸横四寸床上一尺二寸が定めである。「内八文字」云々は、狭間より前後に射る為、内へ広くする場合と外へ広くする場合であるが敵からの矢が入りにくい様に内八文字がよいとする。「控柱の善悪あり」とは、拔控（土控）をよしとする。これは狭間のみで敵を禦ぐにたらぬ時は塀の上から射れるからである。「平城山城には替はる品あり」とは、平地の城は平に矢を射出すので下から一尺二寸の高さに切り、山城は瞰下すので六寸の高さでよいのである。「通り狭間」は塀の角を切る事、「拂ひ狭間」は平の所にあるさまで横矢の通り筋を防ぐ。「左構右構」とは狭間の戸を右に開くと、左に開くとでは左に開くをよしとする。

善（善）

小路（こみち）

第三十四條　小路狭間射様の事

二色之あり、三日月掌。

註　小路狭間は鉄砲を打出す狭間であるが、時により矢を射出す事もある。その方法に二種あって、一つは矢を番えて狭間に差し入れて引込む。二には引込んで後矢先を狭間に差し込んで放すのである。この場合、弓返りすると壁に当るので三日月掌にして打ち切りにするのである。

第三十五條　弦成り射様の事

三日月掌、狭間の矢、馬上の弓、船中、魔縁化生のもの、手先癖直し様之有、各口傳。

註　「弦成り射様」とは三日月掌に取って弓返りを止めて射る事をいう。その用いる所は狭間は壁を打つ憂いあり、馬上では弓を取り落す事あり、船中はふなべりを打つ憂いあり、又弓返りの「かえる」という言葉は船の転覆などに通ずる忌み言葉で船中ではこれを用いない。魔縁化生のものを射る時は気を返すとてこれを忌む。かつ乙矢を早く番える為に「弦

緣（縁）

中臂（なかひじ）

なり射様」を用いる。又手先の癖、中臂の折れる、角見の力の不足等の癖を直す時に用いる事がある。

第三十六條　山成り射様の事

地形によるべし、二ヶ有之、矢通間の事を辨へて足蹈に心得あり、關白秀次公千疊敷の椽の下に居候者を射被遊候時山成り射様のことを印西奉傳を思召出され難なく射玉ふ由被仰出候事平陸の地形にて敵を射候事は別儀なしと雖も矢通間と云事を可知、敵を射時鎗脇にても可心得事は進み進まざる敵を射るには用捨あるべき事なり。

辨（弁）　疊（畳）　椽（椽）

註　「山成射様」とは、高い所から低い所を、低い所から高い所を射る事をいう。高い所から低いものを射るのは越し易い。この場合足踏みを少し狭くふむと胴が掛かり易い、又低い所から上を射る時は下り易いので足踏みを広く踏む。もう一つは切岸の様な真下の者を射る時は左足を右足の前に一歩踏み出して胴を掛ける様にして射るものである。

「關白秀次公」云々は、或る時曲者が千疊敷の縁の下に忍びいるのを向かいの座上より難なく射給うた事をいう。「敵を射る時」云々は、射戦の時も槍脇で射る時も進んで来る敵

はこれを射るのが当然であるが退く敵は射ぬこと、という意である。

外矢（はずれや）

第三十七條　鎗脇射様の事

飛具、長兵、騎兵、旗本、總馬、殿、雑兵也、矢頃の事口傳深し、常に人を見る心得は悪しきなり、左の足の大指に習有り定木の傳也、射越下る外矢の穿さくあり、敵と味方の間に矢切有之事、遠近の敵を射る事、良将の下には鎗脇を詰る射手多し、直中胴達は射手の可為嗜事。

總・（総）　雑（雑）　總馬（そうま）　殿（しんがり）　将（将）

註　「飛具」は鉄砲弓組をいい、「長兵」は長柄即ち三間槍組でありこれに弓が加わる。「騎兵」は前驅をいい、「旗本」は大将を守る士、「總馬」は馬上の兵、「殿」は後備、「雑兵」は足軽等である。この項は槍脇にいる弓の事で、戦端が開かれ両軍相対峙する時、両軍より一人の射手出で、この戦の理由を述べて征矢一本敵陣に向かつて放し宣戦を布告して已が軍の勝を念じて後、初めて鉄砲、弓の戦があり、三間柄の槍合わせがあり、槍弓、槍弓と互ちがいに立ち向かう。この時味方が不利とみる時は槍脇の弓は敵を射る。又味方が勝味があれば敵の槍脇は味方を射るのであるからこの場合は敵の槍脇の射手を射なければならぬ。これを槍脇の射業という。

「矢頃のこと口傳深し」は、この戦の間隔は三間槍であるから操出して三間、操込んで三間都合六間、双方合わせて十二間となる。故に的前は十二間以上十五間とする。「常に人をみる心得は悪しきなり」とは、戦場では甲冑を着したのであるから人の顔をみる事は出来ないから甲冑又は指物等で見覚えておかなければならぬ。

「左の足の大指に習有定木の傳」とは、戦場に於ける射は兎角心気転動し易いものであるから、これを鎮めるために左の足の大指を曲げる様に力を込め、その足踏みを定木として最初注目した一人を射たおさなければならぬ。他に目をつけたり、中途で志を変える様なことがあつてはならぬ。「射越し下る外矢のせんさくあり」とは、外れ矢に、越すものと下るものとあり、下る矢は敵進み難く、越す矢は敵が自由に進めるから下る矢をよしとする。

「敵と味方の間に矢切有之事」とは近くに寄れぬ場所をいうので、敵が飛道具を持つている場合はその持つているもののみを射る。槍、長刀等をもつているものを射てはならぬ。然し大将又は一騎当千の士ならば射てよろしい。遠近の敵を射た時は遠きにはよく当つたとて誉め、又近き敵を射た時は心静かによく射たとて誉むべきものである。良き大将は常に射術を励ます故に射の達人が多いとの意。「直中胴達は射手の」云々は、直中はよく中ること、胴達は物をよく射貫くことである。これ修行の規模であり、射手の平常のたしな

みである。

第三十八條　夜の弓射様の事

扇子小刀など何にてもこれを用ひる事心の治まる德第一口傳深し。

註　夜、敵など忍び込まんとすることを前もつて知る時は、その来る道に扇子か小刀等何か置き、敵がこれに触れば音のする様にしておいて矢頃をはかつて退き待つていて、音のした時心静かに射放つのである。こんな場合には心を治めることが専一である。

第三十九條　櫓上るに射手拵とて唯の者は弓射ることとならざる時射様の事

彈正は傳に室弓と申傳へたり、射手拵とは俄の用尤もよし。

註　角櫓の天井は低い故、弓を射るには都合よく出来ていない。この中で弓を射る時は「射手拵」という事をしなければならぬ。それは天井から紐を下げてその端を輪にし人さし指か又は手首をこれに差し込み、この糸のたるまぬ様に射るのである。「室弓」とは上を天井につけて引込み、離れると同時に地を突くものである。これを天突、地突という。この射様を室弓という。然しこれはむずかしいことであるから急でない時は座板を抜くがよい。この如くに引くのは俄かの時に限る。

角櫓（すみやぐら）

室弓（つかえゆみ）

天突（てんつき）

地突（ちつき）

第四十條　打根を弓に持添て射様の事

持添様口傳、之を用ふるに三つの用あり、弦切れたる時、首を取る時、槍脇相譬、拵様口傳。

註　打根は太く短い矢の様なもので持ち方は筈の所を小指と薬指で握る。「弦の切れたる時、首をとる時、槍脇相譬」とは、弦の切れた時、切れ弦で上鉾にしばりつけて槍に用う。この三通りに使う。首を取る時は打根で止めをさして後心静かに切るのである。槍脇相譬は互に先を争つて射るので外れやすい。若し外れた時敵が近づいて乙矢を番える猶予のない時は打根を打ちつけるのである。拵え様は、樫の木で長さ一尺二寸　箆廻り一寸五分位に作る。羽は三枚又は四枚のものもある。又、羽が二段のものもある　根は二寸五分位。上矧の所に紐を通して腕貫といつて右の手に通して射るのもよい。

第四十一條　弓に鎗、長刀持添へて射様の事

馬上、川中、太刀持様、馬上の弓射様は軍馬乗る方より傳ふべし。

註　「馬上、川中、太刀持様」とは弓に槍或は長刀を持添えて射る時は右の肩に立てかけて射る。その暇のない時は弓の外竹に持添える。又槍、長刀を使用する時は上弦を敵の方にして弦を持添える。馬上や川中などでの太刀持ち様は、取り落す憂いがあるから太刀の柄の先に猿手といつて猿の手をあわせ組んだ形に穴をあけ、この穴に腕貫の紐を通しておく。もし太刀を鞘に納める暇のない時はこの腕貫を右の腕にかけて射る。馬上の射は軍馬乗方という流があるのでその伝を受けなければならない。

第四十二條　船中弓射様の事

初矢一つに習あり、船には三ヶ所あり、内二ヶ所は願はくは不可好、足踏みに口傳あり。

註　「初矢一つに習あり」とは、船では反えるという言葉を忌んで弓返しを止めて初矢を射ることをいう。「船には三所あり」云々とは、舳先、胴、艫の三所の内、胴をよしとする。他の二ヶ所は動揺が多いのでよろしくない。差支えた場合は艫にする。「足踏に口傳」は浪に船の浮き上る方の膝を縮め一方は伸ばす様にして体の中心を保ち拳を敵につけて射る胴造りは屈をよしとする。

第四十三條　親の敵可射矢の根の事

箆代（のしろ）

根に二色あり、箆代の事、陣矢の箆代各口傳。

註　親の仇は不俱戴天とて是非斃すべきものであるから、根は抜けない様に作られたものを用う。その一つは「わたくり」と称し、戻りがあり中に透しの入つた根、二には「かりまた」の二種を用いる。いずれも肉が巻き込み容易に抜けぬためである。「箆代」とは矢の根が箆の内に入つているところをいい、親の敵を射る時はこの所をゆるくしておき、矢を抜いても根は残る様にするのである。又、「陣矢の箆代」は堅く嵌めてあるから矢と共に抜ける。これは我が為に怨みなく主の為に戦うのであるから根が残り他日にまで苦痛を残す事は武士として不義だからである。

第四十四條　甲、具足、札等射様口傳有之事

札（さね）
沓巻（くつまき）

沓巻の事、甲具足の堅め様、中に土を入れる事、藁火の事。

註　甲具足等を射貫く研究と、具足の良否を試す方法である。「沓巻のこと」とは征矢の根の上部、五分の撚糸で巻いた所を根太巻といい、その上部一寸の黒塗の所を沓巻という。こ

の所を編糸で巻く時根と矢の間に革を切り込んでおくと柔らかになり、矢がくじけない。「甲具足堅め様」云々は、甲を地におき、棒杭を三所に打ち、これを一所にしばりつけて動かぬ様にしておく。又具足も地において胴の中は、棒杭二本打つて上に横木を入れてしばりつけ中に赤土をつめて藁火で人間の体温位に温めて射れば射貫き易いものである。

筈禦（はずせき）

第四十五條　物を射貫くべき弦拵の事

筈禦一寸の事、强みの弦の事、何れも塗弦なり。

苧（お）（麻）
弦子（つるこ）

註　射貫物をする時に用いる弦拵えの事である。「筈せき一寸の事」とは、筈をかける所に一寸程細い針金を巻きその上を苧で巻きかくすのである。矢勢が強くなりよく貫通するものである。「强みの弦」とは、苧をよく吟味して上下を五寸ばかり切り捨て弦子を拵え弦をさす。その中に馬の尾を三筋並びにさすと強いものである。その上を薄い苧で左巻に禦くそして漆を塗つて仕上げる。これは戦場で用いても雨露に差支えないためである。

二味一色（にみひといろ）
一味二色（いちみふたいろ）
角木（つのぎ）（巻藁矢の根）
尋矢（くりや）

第四十六條　矢の根に塗薬の事

藥（薬）

藥に三色有り、二味一色、一味二色、入れ物の事、右の内二色は尋矢、角木、的矢、弓の矢摺にも塗るなり。

註　堅物を射貫くには矢の根に油を塗ると、貫き易いものである。その薬に三種あつて一つはおんじやく、といつて鉄の粉末と胡桃の油を練り合わせたもので絹に包んでぬる。又なもみの油（めなもみ、おなもみの実の油）を尋矢の角木、弓の矢摺にもぬるとよく通るという　又今一つは蓁の油である。「二味一色」とは最初の油であり、「一味二色」とはその次の二つをいう。「入れ物の事」とは、昔は小瓢の内を漆で塗つたものに入れて貯えたのである。

當拳（あてこぶし）
中拳（あたりこぶし）

第四十七條　當拳の事

一段よく候、自然是一つは針の加賀方より道寶へ相傳のよしなり。目當定木、定木控、足蹈は中墨たりと雖も當拳とは權足なり。之を權足の中墨と號す。針の理合の事、又中拳と云事は韓の紀昌、於日本重脩の外は未聞かず、是は理にありて業には顯し難き事なり、大學に曰く、「心誠求之雖不中不遠」と云々。

重脩（しげよし）

註　「當拳の事」とは、上功の射手の業の事で、弓は実地の場合、此処と思つた所に必ず中ら

ねば役に立たぬものである。その為常の稽古には業をよく練り、正確に中る自信をつけておき、咄嗟の場合直ぐ引きつけて心の準で当てる事をいう。近江の国の佐々木六角という大名の鍼医に加賀という名人があつて、日置弾正がその極意を問うた処、左の中指食指をもつて、病気のある所を尋ね、食指でその位置を抑え拇指をその腹にそえれば病気は両指の間に来る。ここへ鍼を刺すのであると答えた。弾正大いに感ずるところあり、これを当拳と名づけた。

「目當定木」云々は、敵と会つた場合、定木として左足を敵に当てて踏み、右足は控えとして敵が左にあれば右足を前にふみ出し、敵右にあれば後にふみ、高きには足合を広く、低きには足合を狭く、右足で釣合を保つ事をいう。又中り拳という事は韓の紀昌と日本では吉田重佾の外には未だ聞かない。是は理を解する事は出来ても行う事は難しいものだからである。「大學に」云々は、この教を心に誠に求めて稽古をすれば、中心に中らずとも遠くへ外れる事はないの意。

第四十八條　弓早く射手能所の事

相彎、殺人弓、活人弓、無門關に云殺人刀活人剣の事、一橋を渡る事、呉子に日く「必死則生、幸生則死」、重々口傳。

無門關（むもんかん）（仏書）
關（関）

相彎（あいびき）

註　敵も弓を引き此方も引くのを「相彎」という。早く射た方がよいわけである。常に稽古するのはこの時の為で、心をよく落ちつける事が第一である。秘歌にも

ものあひの早き射手とは何を云ふ
心しづまる人を云ふなり

とある。「一橋を渡る事」とは、相彎の時は恰も細い橋を渡るのと同じく流水等に心を奪われたならば忽ち転落するのと同じで心を他に移してはならない。もしこの矢を射損じたら一大事などと考えると心が乱れて発するのに躊躇し、緩みなど生じ命中する事困難である。「呉子に曰く」云々とは、戦場に出て命を全うし、功名手柄をしようと思う心持の人は却つて不覚をとるものである。生還を期さぬ心持をよしとする。

第四十九條　弓を鎗に用る事

第一之を用ふるに度々利を得たることなり。

註　陣弓の上弭を切つて二寸ばかりの鎗の身を挿し外竹の方から目釘をさす。予め出陣前に用意しておくべきものであるが、もし用意のない場合には切れ弦で打根を結びつけるのである。

第五十條　弓に錦包みの事

塗弓、白木弓共に錦包也、弓は武具の長なればなり。

註　錦は清浄なものとして御神鏡なども包む如く弓は武具の長であるから錦の袋に包んで鄭重に扱うのである。又錦の布を握り革の内に捲込み、錦包であるという心持で不浄の所には置かぬ様にする。

弓力（ゆみぢから）

第五十一條　弓力を上ぐる事

持料の弓、力弱きには上げ様二色あり、亦射手力弱きには力を上げる教あり、肩高き癖を治すべき事。

註　持料の弓力弱い場合の上げ方に二種あり。一つは竹の箆の様なものを長さ一尺程、弓巾位に削りこれを籐と握り革の下に巻き込む。二は上鉾から一二寸の所を弦の切れで弦を弓にしばりつけて弓の丈を詰めて引く。「亦射手力弱きには」云々は、弓の下鉾を下につけて足を力にして押し、肩を入れ矢束一杯引きつける事を幾日も錬えれば段々力が上るものである。これは肩の高い癖を治す法でもある。

箆（へら）

第五十二條　我が手に合はせて弭を定る事

自身の矢束、鉾、恰好定まりたる弓の事也。我手に応じて弭を定むる事は功を重ねての事也。藤放し弭を定むる事。

藤放し（ふじはなし）

註　矢束に応じて弓の丈を定めた定法の弓のことである。然し今の弓は弓師ですでに弓の丈を七尺三寸として弭の位置を定めるのであるからその必要はないが、本来は弭を定めるには下鉾を左脇下に当て、左中指の先までの長さをとり、これに一握りを加えてその点を界とし、上に籐を、下に握り革を巻くのである。然し初心者は矢束鉾恰好などいまだ定まらぬのであるから、これは上達した人についていう事である。「藤放し弭を定むる事」とは、前竹の長さの三分の一に二寸を加えたものを内竹の標準としこれより上に籐を巻き下に握り革を巻く。藤放しとは弓に仕上げたのみで、まだむらをしないものをいう。

第五十三條　弓に劒を當る事

手先射開き勝手の剪四寸八寸にして五つの差別、退打、下打、上打、前押、善悪合せて五つなり、手先ならず劒を當てる毛厘の働き有り則ち喪身失命す。

退打（のけうち）
下打（さげうち）
上打（あげうち）
劒（剣）
喪身（そうしん）

註　「弓に劒を當る」とは、弓の周囲に剣があるものと仮定し、伝授された業の処より少しで

も狂いがある時は剣の先に当るとする事である。退打は放す時押手拳を後へ開く、下打は下へ突落す、上打は上へ押し上げる、前打は前へ押出す事をいい、何れも悪く理想は後斜下に一拳押しひらくのをよしとする。その射開きを四寸の所迄とする。「勝手の剪れ」は八寸として直線に剪るをよしとする。是を「善悪合せて五つ」という。「手先ならず」云々は手先ばかりでなく射形全体にも違いがある時は剣に当り喪身失命するという。

第五十四條　弓は自滿の末に發る事

持滿、自滿、主一無適の射、浩然の射、古文眞寶に曰く「屬矢弓彎發於持滿末」自滿之末に廢する事。上中下の品、我が理を建る事、殘心の事、手を押、磯付の舟。

註

射に臨みよく保ち自然と機熟するに至つて離れるのを自満の末発するといい上功の射手の業である。持満とは、自満に達する過程で初心者は特に保つ事を心掛け満ち伸びる事を教える。この心を常にもつて修錬すれば後には射の妙味に達する階梯となる。自満は持満の後に来る上功秀逸のわざである。「主一無適」とは一を主として他に主とすべきものなしとの意で、本心と業と気と三つを一つに束ねて離れ時に統一する事のみ心掛けて稽古する

滿（満）　眞（真）　屬（属）　廢（廃）

事が最後の心掛けである。「浩然の射」とは、終始力味なく素直に浩々との事。「古文眞寶に曰く」云々は、機械で射る弓は九分九厘では発するものではない。十分に満ちなければ発しない。「自満の末に廢すること」とは、前の自満とは内容が異なり己の技に驕ずる事で自慢の義であり、調子よく離れよく中るからと慢心してしまうと種々の癖が気付かぬ内に起り廢弓となる。「上中下の品」は、射手の位をいい、上は上手の位、中は是から段々と上達する見込があるものをいい最もよしとする。下はまだ未熟の者である。「我理を建る」は日々稽古するのに教えを守り何か一つ会得するという心掛をいう。「殘心の事」は離れた後なお威儀を正して余韻ある事。「磯付の舟」とは、沖から来た船が磯の手前から櫓をとめても余勢で程よく磯につける理で殘心のたとえである。

殘（残）

矢番（やつがい・やつがえ）

第五十五條　矢番早く射様の事

軍馬に用之事稀なり、自然急用の時の爲なり、又みたき持矢の納所の事、矢數七八本も持て射るなり。

註

急ぐ時には筈の方を右の末指に挟んで二の矢を持つ射法の事である。戦場ではあまり用いないが、山狩などの時用いた。「みたき持矢の納所」云々は、具足を着けた時は矢を腰に

さす事は出来ないので刀の柄の下に矢を横にして筈を右に、後から紐で矢の上へ廻し後で止める。矢数は七八本も、持てるだけ手挟んで射る。

第五十六條　矢筋見様の事

弓割に非ざれば無益、頭持により的に前後の外れ之ある事。

註　常に稽古する人の矢付を見る事で、後から見て矢を真直的の忠に向かつて射るのでなければ無益であるというのである。矢付は大切な事柄で、もし的以外に矢尻が向いた時は直ちに直さねば不自然な技になるものである。矢尻が忠に向くのを、「弓割の準」という。「頭持によりて」云々は、頭持が反る時は矢筋は後につき矢は後に外れ、屈む時は矢は前に外れる。

第五十七條　喰鹿矢所の事

音有る時は頭上るものなり、走鹿と馬上の敵同前、敵馬を早く乗る時射様のこと。

忠（こまなこ）
喰鹿（はむしか）

註　物を喰つている鹿は首を垂れているが、何か音のする時は速かに首を上げる。故に頭を射るには少し上を狙つて射なければ中らない。走る鹿と馬上の敵は、向かつて来る場合少し下を、追矢ならば上を狙う。右から左へ走る時は付け廻して射る。左から右へ乗る時は射れぬものである。何れも距離の相違があるから総て心の準で射るのである。

第五十八條　笛の鹿矢所の事

音ある時は頭下るものなり、鏃は平根、雁股、兵によるなり、徒膚者射る鏃の事。

註　「笛の鹿」とは秋の末に笛で鹿を寄せて射る事である。頭を上げて笛を聞き、音ある時は頭を下げるものであるから狙いは少し下をよしとする。「鏃は」云々は、何れも刃のついた根を用いる。強弓を引くものはかりまた、平根の大きなものを用う。堅物には刃のつかぬものを用いるが、徒膚者には切刃のついた根を用いるものである。

第五十九條　魔縁化生物射る時唱文事

七遍三遍二遍但し之は精進潔斎の上にて傳授すべし口傳。

註　「魔縁」とは形を顕わさず厄をなすもの、「化生」とは形をあらわして厄をなすものをい

兵（ひょう）
徒膚者（すはだもの）
化生（けしょう）
齋（斎）

う。射る前に唱文をして射るのであるが、この時は三日月掌で弓返しをしない。唱文の七遍とは「臨兵闘者皆陣列在前」の九字、三遍とは「本覚法身本有如來」（多賀大明神の別号、いざなぎいざなみの尊）。二遍とは「八幡大菩薩」（八幡は応神天皇を祠る）。但しこの精進潔齋の上で唱文の事は天台、真言の僧より御授の上にて行う事となつている。

闘（闘）
覚（覚）

第六十條　化生者可射矢の根の事

根に二色あり、一寸に五分の紙に書つけること文字之あり、墨に口傳あり。

尖根（とがりね）

註　「根に二色あり」とは一つは尖根、是は釣針の戻りの様な平根、今一つは猪の目透しのある平根を用いる。一寸に五分の巾の紙に前条の唱文三遍を書きつけ、これをこよりにして筈の方から箆の中に入れるのである。その際用いる墨は清浄な水に栴檀の木の皮を絞り潰して用いる、とある。

栴檀（白檀の意）

日置流秘歌之事

日置弾正より傳わる十二首

一、分のものただ一かたに見定めて
　　はなつ矢先にあたらぬはなし

註　分の物とは物を分けて見るという事で、例えば鳥の多く群れているのを射るにもその内これと心をこめていなければ中らぬという事。的前に於ては常に的の星の眞中を射るつもりで見定めて射よという事である。

二、矢をかけて引きしばるるは覺ゆるぞ
　　はなれ時には無念無想に

註　上の句は充分に自満する迄は意識している事で、離れる時には的に心を奪われたり立派に射ようと考えたりする事なく、自満の所に至れば我知らず、業知らず無念無想に離れるのでなければならない。

分ぶん

三、　色々の紅葉かさねを折りかけて
　　しめてゆるすな引くなはなつな

註　色々とは多くの弓射る人の事をいい、又弓の道は色々様々の道理を尽くして説いてあるのでそれをとり入れ実行する工夫を折りかけて、と言つてある。箇条にもある通り紅葉は四季常に賞観多い木で間断なきが如く、引詰めてゆるさぬ所に自満の業があり、引くな放つなというのも自満の離れに導く為である。

四、　弓は公引くな放つなさしつめて
　　ももこし強く射るに心よ

百越（ももこし）

註　弓の稽古をするには常に君に仕える心持の如く、日々懈怠なく修業する心が大切で、百越強く、とは矢数百本を越しても入念に修業せよとの事である。

懈怠（けたい）

五、　弦道と云ふこと知らぬ射手は唯
　　ろかいもとらぬ舟に乗るかな

註　弦道とは弦が離れの際身通りを通り弓の原形に復する所迄の納まる道の事で、身体から離れて通るのを弦道があくと言つてよしとする。身体に弦の当るのは弦があかぬと言つて悪い。箇条にある如く角見を利かして押せば弦は沖を通り的に中る。その訳も知らず等閑に射る人は行く末が覚束ないという意。

六、　陰陽の和合をしらぬ射手はただ
　　かた思ひする戀にぞありける

戀（恋）

註　弓は陽、弦は陰、押手は陽、勝手は陰、和合とは押手より勝手に程よく引込み自満に至る心持をいう。又弱い弓には軽い矢、強い弓には重い矢、白木弓には的矢、根のついた矢の場合は塗弓、と総て調和という事を知らねばならないとの意。

七、　物合の早き射手とは何を云ふ
　　こころ静まる人を云ふなり

註　物合い早き射手とは、物事に油断のない射手の事で敵と合つた場合は先方より先の先に射取らねばならない。又狩場では矢番え早く射る場合等心の落ち着きが第一で常にその心が

けで修業する事が大切である。

八、　弓ゆがみ我身もゆがみ地かたむき
　　弦矢こころを直にもつべし

註　弓の成りは曲つていて功をなすものである。我身は姿勢の事で押手はのばし勝手は肘を曲げている。又地形は高低もある。弦も引込めばまがつた形になるものであるけれども離れた時には弦も真直になり、矢と心も真直でなければならない。

九、　弓をひき弦を引くとに二つあり
　　押手はりこそ弓は引くなれ

註　三分の二から残りを押手勝手へ等分に引きつける迄押手を張り伸ばす様にして離れ時に角見を主として、勝手は無意識に離れる心掛けで修業すれば矢勢が強くなる。反対に押手を先に的に当てがい、勝手ばかり引くのを弦を引くといい、押手が守勢となつて弱い業となる。物を射貫く根本は引き様にあるという事である。

師落し（もろおとし）

十、　師落し心も知らで射る人は
　　うのまねしたるからすなりけり

註　「師落し」とは総て二つあるものを諸といい、業の形では押手勝手の残心の形の揃うのをいう。押手は離れ時に左斜に四寸押し開くと肩と拳が真直になる、勝手の肘は碟より、一拳後下にあり、その拳は臂の力に引かれて、切れの止りは肩と直になる。もう一つ最も大切な事は技と心が離れ時に統一する事で、師落しと書くのは上功の射手の技だからである。

諸（もろ）

十一、　朝嵐鳴引板風にはなされて
　　只行末の矢づまあやふし

鳴引板（なるひた）

註　朝嵐は離れの譬え、「鳴引板」とは、鳥獣のおどしに仕掛けるもので、川の中に竹を立てその先に綱をつけ綱の先を、板の真中に穴をあけたものに通し、水の勢で押し流されては上へはね返す様にしたもので、重賢と重政がそれを見てよんだ歌である。此の板木を一杯に含み流れ竹も一杯にたわんで充分満ちた後にはね返るので最も勢よく、音も高く離れが

よい。又俄かの風におかされて一杯に満ちぬ間にはね返すと勢なくこれは邪気の離れでありこれを「放されて」とよんだ。自満の離れでなければ矢通間は危ういとの意。

十二、　梓弓いさむる袖のけしきかな
　　　またふむあしは神垣の内

梓（あずさ）

註　「梓」は弓の枕言葉、「袖のけしき」とは、袖は衣の端であるが、心勇猛威の人の有様は衣裳の端までも気色立つて見えるのをいう。又「踏む足は神垣の内」とは敵合の場合足踏みは神垣の内に立っている心持で、一歩も退かぬ大不動心で射る心掛けをいう。

敵合（てきあい）

右祕歌之巻奥書有之

無言歌

醫（医）
藥師（くすし）（薬）

この無言歌は中興の名師、吉田一水軒印西翁が子孫教化の為によみおかれた二十六首である無言歌と名付けられたのは御謙退の言葉である。門弟から言えば、この無言歌の内に、弓の理と業と本意の悉くが尽くされているので、これより外には言うべき事はない、という心で無言歌と尊賞しているのである。

一、　人毎（ごと）に生れ付きぬる弓かたちを
　　みな一様と思ふもぞ憂（う）き

註　人は生れつき骨格も気質も夫々異なるものであるから教えも一様ではない。変りあるところをよく見立てて指南する事。

二、　弓はただ習（ならい）のままを教へなば
　　醫書（いしょ）ばかりよむ藥師（くすし）なりけり

註　弓書伝授の趣ばかりを教え、筋道によつて活用して人の弓を取り立てて指南をしなかつたならば、それは医書ばかりよんで人の病気の軽重や薬の調合法も知らずに薬を投ずる薬師と同じである。

三、　長矢束うでのふときが射手ならば
　　　習ひは更にいらぬものかな

註　長矢束うでの太きとは、体格に恵まれた人の事をいうが、又生れつき自由の利く人の事も指す。習いを第一としてよく修業した人をこそ射手というものである。

四、　陰陽の和合と弓は射るなれど
　　　押手強なる射手ぞ射手なり

強なる（つよなる）

註　陰陽の和合とは押手勝手を陽と陰にたとえ、引き始めから伸び合いまで調和のよいのをいう。然し押手の方が強い射手は格別に頼もしいという事。

五、　いかにせん押手はぬるくなまなえて
　　　勝手がちなる射手ぞかなしき

註　前の歌と反対に押手の弱い射手の事をいい、押手を強くする事に心掛けねばならない事を言つてある。

六、　朝嵐初心の射手に傳へなば
　　　晝をばすぎて夕嵐なり

晝（昼）

註　朝嵐は離れのたとえで業を形に現わしていう事の出来ぬものである。この離れの理合は自満の末、師落しの業に叶う程の射手ならでは伝授しても行えるものではない。初心の者に教えても下の句の様な事になるという意。

七、　肱はりに射たる所は見よけれど
　　　矢の大業はならぬものかな

註　勝手の肱を張つて、肱と碟とが一直線になるのは、形はよく見えるけれども、勝手全体に無理が生じ矢数を多くかけると肱に痛みの出るものである。勝手の業は人に教えるにも直すにも肱を第一とすべきである。その準合は、肘を碟より一拳程下げれば大矢数を射ても肱の痛む事はない。これが理想の形である。

準合（かねあい）

八、　皆人のちから矢束のおとる事
　　　勝手の下る故と知るべし

註　段々老年に及ぶと力、矢束が劣る事もあり、前項の肱はりの事を考えて稽古する内に、肘が下りすぎて矢束が短み、肱の力の働きがなくなる。これは打ち上げから引込み迄に肱の力を忘れぬ様に心得て、手先で引かぬ様にする事を心得なければならない。

短み（ちぢみ）

九、　弓に準あつる心は有りながら
　　人によりける和歌の浦波

註　これは箇条にも出て来た通り十字の準にあててみる様にして業を直す事であるが、人には軽重早遅の気質の変りがあるから、その人に応じて根気よく教える。和歌の浦波は朝夕の景色の変る事を人の気に譬えたものである。

十、　肩骨の出づる射手こそ矢強けれ
　　勝手下りて入る肩は憂し

註　上の句は肩口の骨を出し下にくぼむ様に真直に押すのをいう。下の句は勝手が下り押手の肩が高くなり前へ出る様になると離れ時に伸びがなく悪い事をいう。

十一、　弦拍子弓の拍子と云ふ事を
　　知らでも延ぶる矢の不思議さよ

註　弦の拍子とは、弓のなり恰好よいさえのある弓の事をいう。弦と弓とあり、弓の拍子は骨合筋道強弱の本業から離れた、成就の業である。印西の弟子にまた拍子も知らぬ射手が、ある時四町へ射とどけた事を不思議な、とよまれたのである。

十二、　傳へなよ合點のいかぬ射手ならば
　　大事が更に大事ならぬぞ

點（点）

註　人に教えるに足踏みから離れに到るまで皆大事な伝授であるが習う人の中にはよく合点のいかぬ人があり、早合点で後に道の為に間違いが起るから伝えなよ、と云う事である。伝えるならばよく合点のゆくまで教えねばならない。

十三、　稽古には直す所は多くとも
　　只一色といふて射させよ

註　業を直すのに色々の悪い所があっても、どれを先に、どれを後にと業の根本の所から一つ

空穗（うつぼ）

一つを直していくべきである。習う人には一つの事だけを取り上げて直させると早く直るものである。

十四、　弓はただ拍子を專と射ぬ人は
　　　長刀指す兵法の人

專（専）

註　弓は冴えを専らにして修業すべきものである。然しそれはもとより上功の射手の業であつて初心者がすぐそのまねをしようとしては下の句の様に、長刀は一寸手勝りというが、腕の出来ぬ者の長刀は自由にならぬと同じ事である。

十五、　矢の心弦の張りがほ知らずして
　　　唯射る人は名をば取らまし

註　矢の軽重太細弓の恰好それぞれ心得あるべき事を無差別に扱い何でも構わず射る人は射手の名を取る事はない。

十六、　空穗なる矢の根は錆びて弦ほばけ
　　　弓射るばかり射るが射るかは

穗（穂）

註　うつぼにある矢は根がさび弦がほばけている様な不心掛けな事では俄かの用に立たない。半日唯弓を射ているばかりが弓射るというものではない。太平の日にも嗜みおくのが武道の心掛けである。

十七、　人の弟子構へて弓をそしるなよ
　　　その人毎に心あるべし

註　他人の弟子の弓形など批判してはいけない事である。その師、弟子等に考えがあつて教え且修行する事があるのであるから謹しんで、言つてはならないものである。

十八、・　中墨の弓の足踏み忘れなば
　　　習請けても何にかはせん

註　足踏みの事は箇条にもくわしく出ているが、如何なる場所に出ても一番に足ぶみの事を思い出して、必ず忘れてはならない。足踏みの事に心づく時は心も落ちつくものである。心落ちつけば射損ずる事はない筈で弓を手に取れば平日の心掛けで思い念ずるものである。

十九、　皆人のその師を眞似ぶものなれば
　　己が弓構へ大事なるべし

註　師として人に指南する身は特に心得なくてはならぬ事であるが、弟子は覚えず知らずの内に師の弓形を見真似するものである。悪い事でも善い事かと思うものであるから師たる者は自分の弓構え、ひいては弓形が大事である。

二十、　我が弓の構へをだにもなさずして
　　許し印可を望むをかしさ

註　習い始めの者がまだ射形も整わぬ内から何年程修業すれば許し印可がもらえるかと尋ねたりするものがあるがこれはおかしい。許しは師の方から出して宜しければ出すのである。

二十一、　稽古には百矢射んより四つ五つ
　　習を事と射るは勝れり

註　矢数さえ放てば稽古になると思う人があるが、詮無き事である。矢数は少くとも習いを大

事と心得て修業すべきである。矢数をかける事も必要ではあるが、癖のあるままに数をかけるのは癖の稽古をする事になり、無益というより大いなる損失である。よく心得て辛苦を覚悟して射体正直の道を最も第一として修業すべきで、道そなわれば心も身も安楽に進むのである。

二十二、　肱はりに数よせて射さする弓の師の
　　心の内ぞ思ひしらるる

註　箇条にもある事で、肱はりに射ると、後に大矢数を射ると肱に痛みが出る事を理解すべきであるのに、その事を知らずに教える師の、不案内さをよんだ歌である。

二十三、　たれもげにはやりし時は好くそかし
　　通して射ぬる人は稀なり

註　これは浮気芸をいう事で、はやる時には好んで稽古するものであるか、長年月を通じてむらなく稽古する人は少い、との事で、本当に道を学ぶ者は不断に射るのでなければ功は立たぬという意である。

二十四、　當流の弓の雑談あるならば
　　こころにかけて聞きとめよかし

註　互に自分の稽古している流儀の上の雑談がある場合には何事によらず心にとめて覚えておくがよいとの事。師たる者の話はよく聞いておけば何時かは役に立つて功者になるという意である。

二十五、　一水の流れの末はゆたかにて
　　蓬の矢をも猶や保たん　　猶（猶）

註　これから後の二首は子孫へ詠みおかれた歌で業の事ではない。弾正の子孫たる自分又は家の子孫が末々迄人に用いられて武家の賞翫に会う様にとの祝の歌である。

二十六、　千早ふる神の恵みのある故に　　恵（恵）
　　仰ぐに高く名こそ聞ゆれ

註　日置当流がかくも名高くなつたのも自分の功名ではなく、神の恵みがあるためである。

右無言歌奥書有之

琴玉歌

日置弾正の詠まれた歌、百六十五首の内二十首

露ほどもうかぬ心をはらひすて
　へたにもならへ弓のもとすゑ

うかぬ（浮かぬ）

不器用と人は云ふとも稽古せよ
　器用ばかりはいかであらまし

不器用もけいこをとげているならば
　器用の人をおして行くべし

その人の弟子と云ひたるばかりにて
　ならはぬ事を云ふぞをかしき

弓を射ばけだかく射な勢心をば
　いかにもさけて引き引き射よ

きめいにもならはぬ事をすべからず
　おしてするこそみちのけがなり

流々になりかかりこそちがふとも
　極意のすぢはおなじみちなり

上手ほど手もなきやうに射るものを
　下手よりこれを何となく見る

見所のなきこそ弓の上手なれ
　これ六こんのそろふゆゑなり

下手の目に荒き離れをよしと云ふ
　されば弓をば見しらざりけり

はやを射てよし足引の後の矢を
　心をすましくふうして射よ

稽古の矢大事にかけて不斷射よ
　はれなる時も心かはらじ

心よく射らるるときは數を射よ
　又後の世にのこる矢もあり

射手は唯押手勝手の定まりて
　はなれにもののさはらぬぞよき

流々にへだてはあらじ昔より
　射手の懸りは大文字なり

斷（断）

身のくさび心のくさび手の内の
　くさびとしめて引たもち射よ

習ひては千度覺えてその後は
　なほもたづねよ弓の本末

足引きの山にのばせる小車の
　おすに障なき心地こそすれ

弓手馬手ぬきをぬひたる如くにて
　すぢほねすぐにさしのべて射よ

弓つるのすわりと云ふはかまへより
　はなれし後もちがはぬを云ふ

吉田左近射義指南歌

吉田左近射義指南歌百首の内二十首

小人の器用なりせば苗にして
　秀づる如く弓を射させよ

付け高く胴をも直ぐに引たもち
　尋常に射よ小人の弓

胴のふす射手にあまたの難ぞある
　胸尻出でて顔はそるなり

癖あまたあるが中にも一つづつ
　分けて悪しきを直し射させよ

器用なりし人しも弓をかへりみて
　日々に三度はせめて射よかし

物よわく射る矢は甲斐も夏川や
　はぬけの為の立ちぞわづらふ

弓のくせなほらぬ事を病む人は
　いるにましたる薬あらじな

はいもうも射手見せ顔もむやくなり
　ありのままなる弓ぞ目につく

めくら射にも日はつゐさしな射られめや
　道をおしふる人にとはなん

手の内はおつとりこぶしいき合ひは
　一みにしかじ虎くち弓には

強弓に大根を射べき掌は
　紅葉重ねに木枯しのかけ

箭種つきてその身の果つる折までも
　うつぼはすてぬ習なりけり

さのみ弓を引かぬとのみは思ふなよ
　付へつきなばすぢほねをはれ

沓下は右をばきびす左をば
　大指強く踏みしめて射よ

手先落ちて態にかへしをする人は
　弓手のひぢをつきのべよかし

大根（おおね）
付（つけ）
引かぬ（引かむ）
態（わざ）

弓手落ち手の内よわき射手ならば
　巻藁あひを遠く立たせよ

秋山やもみぢがさねの手の内は
　にぎり落せる人の爲かも

的弓の音たからかに聞ゆるは
　手の内弱き射手と知るべし

あたらぬとくやむ心のかはらめよ
　日だにつもらぬ弓の稽古を

よく引きてたもつは中る梓弓
　押手勝手の心ゆるすな

吉田家法

吉田家法別紙有之左ニ記ス

門弟子誓紙七枚熊野午王ニ頭上ノ血判可任其法事　單袴上下着之卷物見臺ニ可置ナリ　聴聞ノ衆中ハ扇子等ノ上ニ可置事

終日一箇條宛講釋可有之其理委ク令傳授追日可被任問談也　次之條々右同斷之事

永祿八乙丑歳雛賓上旬　　吉田出雲守方郷　先祖ヨリ三代入道シテ號ス露滴

右之趣ハ日置彈正弓法至極ヲ説置巳　此道ニ志ス人常々稽古ニ理ヲ執事可有用捨也　日置ノ流ヲ學ビ許ノ巻物持人々多ク雖有之箱中ニ襲而不知道理者則難成我物候　爾來理ヲ盡サント欲スレ雖難學人モ依有之我家ノ門弟子弓法ニ志アラン人々數歳ノ功空敷クナラン事ヲ嘆敷思ヒ一冊假ニ編ミ置號講釋本謹而此道ニ至リ玉フ可シ

元祿乙亥歳大呂上旬　吉田覺性軒印契

此一書者祖父印契爲弟子述祕術也故聞功事備焉應變之理明也事備理明則無不至於道夫道者萬古不易之謂也　重賢之射重氏之術亦何過之乎由是熟讀翫味而反復此書則得千金之功矣可謂初學入神之階梯也故感祖父之功抜其後焉

干時元文丙辰歳仲夏上旬

日置弾正九代之末孫　吉田源之烝陳方

跋

長禄年中御花園院の時代、太宗師弾正重賢が日置流を大成してから既に六百年。その間中興の明師吉田印西が徳川家光へ家術を上覧してより代々当流と号する誉れを受け、以来吉田家の末孫は元祖重賢の奥儀口伝の類を後世に遺し垂範してきた訳であるが、後世吉田重脩が父祖の業を継いで目録六十箇条を選定し、降つて元禄年間吉田印契が一冊の講釈本を編み六十箇条の条理を門弟子に説述している。

以上は日置流弓術六十箇条の成因と沿革の概略であるが、こうして更に幾星霜を閲し、今昭和時代に至るまで、万物変転して常無きことは、誠に沙羅双樹の花の色のごとく、また淀みに浮かぶ泡沫のごとく、今更喋々するにおよばないであろう。とりわけ学問教育の理念に関しては、字義通り隔世の感があり、時流のしからしむるところとは言え、悲喜こもごも感慨深きものがある。中でも国字問題の度重なる改正には、明治に生を享けた者として戸惑いせざるをえない。しかしながらわが日置流弓道発展の意欲において、身は老骨といえども決して人後に落

ちる者ではない。それ故現行の教育漢字、当用漢字、新送り仮名法、略字法などの教育を受けた青年諸氏が、国字問題のために、昔風の目録一巻を解読できず、またその行間に秘された機微や、言外に託された極意を会得できず、あたら巻物が筐底に埋れてしまい、弓の道に志しながらも数才の功が儚くなつてしまうような人も多いのではないかと、私は懸念している。そこで屋上屋を架するの所業かもしれぬが、先師印契のひそみに倣い、非才を顧みず私もまた、故徳山勝弥太先生及び先考直置の前言を徴しつつ、当世向きの国字法に従い言文一致の拙い註釈を試み、日置流目録・秘歌・無言歌等を平易に詳説し、先人の覚書と合わせてここに一本を刊行することに決した。右印行のあらましを記して跋に代える次第である。

昭和三十五歳庚子九月

浦上栄爲